

第59回（平成30年3月29日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第59回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について、説明いたします。

番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準ずるものとして、委員会規則で定める要件を満たす場合に情報連携をすることが可能であるとされております。

委員会ではこれまで、1,093団体、6,382件の届出を承認し、承認された届出について公表してまいりました。

この度、地方公共団体から届出のあった平成30年7月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件に合致するか審査いたしました。審査の結果、269団体から新規の届出が537件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が186件、事業の廃止等を行う中止の届出が21件ございました。

当該届出について、情報連携を認め、委員会規則第4条第2項に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。この度の届出の結果、既に承認いただいた6,382件に新規の537件が上乘せされ、さらに、中止の21件が差し引かれ、合計6,898件となりました。

変更届は既に承認いただいた届出に対する変更のため、件数には影響ございません。

補足となりますが、この度の情報連携から「㉔妊産婦の医療費助成に関する事務」、「㉕私立中学校等就学支援に関する事務」、加えて「㉓地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務」が情報連携の対象として追加されており、㉓については19件、㉔については13件、㉕については5件の届出がございました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 地方公共団体の独自利用事務については、約7,000件あるわけですがけれども、個別の地方公共団体で案件ごとに対応ということで、手続的にも大変な面があると思います。ただ、地域住民には非常に便利な制度でありますので、大いに利用していただきたいと、そのように思います。

現在、これから拡大の方向に向かっている案件があるのか、あるいは事務局段階で把握している状況、今後の予定等について何かありましたら、教えただければと思います。

以上です。

○事務局 回答させていただきます。

阿部委員御指摘のとおり、独自利用事務に係る情報連携の活用促進により、住民の利便性向上を図っていく必要があると考えております。

地方公共団体に対して、独自利用事務に係る情報連携の具体的な好事例等をお示しし、住民の利便性の向上はもちろん、地方公共団体にとっても事務処理の効率化、合理化の観点から、効果があることをわかりやすく情報提供するなど、引き続き活用促進を図ってまいりたいと考えております。

○堀部委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、独自利用事務の活用推進が図られることによりまして、マイナンバー導入のメリットが発揮されます。そのメリットを国民に実感していただくために、地方公共団体と連携して取り組んでいきたいと思っております。

それでは、地方公共団体から提出された届出について、承認しまして、総務大臣に通知することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会の予定でございますが、4月4日水曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。